法人町民税法人税割の税率改正の概要

　平成28年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正することを目的に、消費税率（国・地方）が10パーセントとなる段階において、法人町民税法人税割の税率が引き下げられました。その引下げ相当分が国税化され、地方交付税として市町村に分配されます。

 なお、これらの改正は、**令和元年10月１日以後に開始する事業年度から適用**されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人の区分（資本金の額又は出資金の額等） | 現行 | 改正後 | 差 |
| １億円未満 | 9.7％ | 6.0％ | ▲3.7ポイント |
| １億円以上10億円未満 | 10.9％ | 7.2％ |
| 10億円以上 | 12.1％ | 8.4％ |

　　　※　令和元年10月１日以後に開始する事業年度から適用

　 （現在）　　　　　　　　（消費税率10％の段階）

国　税

(交付税原資)

国　税

(交付税原資)

地方交付税

都道府県

市 町 村

（法人税割）

H26.10.１～

R1.９.30

**地方交付税として**

**交付団体へ交付**

都道府県

市 町 村

（法人税割）

(R1.10.１～）

　※地方法人税の詳細については、税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームぺージをご覧ください。

　●予定申告における経過措置

　　法人町民税の税率の改正に伴い、令和元年10月１日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度の予定申告に係る法人税割額については、予定申告税額を求める算式が次のように変わります。

（変更前）・・・「前事業年度の法人税割額×６÷前事業年度の月数」

（変更後）・・・「前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数」